

食安輸発0902第2号  
平成26年9月2日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(鯨肉の残留農薬)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号（最終改正：平成26年8月25日付け食安輸発0825第1号）に基づき実施しているところです。

今般、輸入鯨肉に係る取扱いの通知を改正したことから、下記のとおりモニタリング検査を実施しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 対象食品

鯨肉

2. 検査項目

DDT、ヘキサクロロベンゼン（HCB）及びヘプタクロル

3. 検査件数

35個体

4. 検体採取方法

平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号「「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について」別表第4の畜水産食品の残留有害物質等によること。

5. 検査方法

平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。

6. その他

残留農薬に係る検査を次の優先順位に従い、検査を実施すること。

(優先順位) 残留農薬：①皮（※尾羽）②畝須 ③舌 ④筋肉 ⑤かぶら骨

※尾羽については皮の検査結果をもって判断する。皮の輸入がない個体については尾羽において検査を実施する。